

## 平成 29 年人事院勧告と笠間市の対応について

平成 29 年人事院勧告（以下「人勧」という。）が、平成 29 年 8 月 8 日付けで国会及び内閣に対し行われました。国は、平成 29 年 11 月 17 日付けで人勧に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定し、第 195 回国会（特別会）において、平成 29 年 12 月 8 日付けで成立しました。

笠間市においても、人勧を尊重し、職員の給与改定を行うため、平成 30 年第 1 回笠間市議会定例会に笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を提出いたします。

### 1 人勧の概要 民間給与との差額 631 円（0.15%）を埋める措置

民間給与と公務員給与の差を埋めるため、次の内容が勧告されており、国においては人勧に準じた形で給与が改定されました。

#### （1）平成 29 年度から実施

- ①給料表の引上げ（行政職（一）で 0.15% の引上げ）
- ②ボーナスの引上げ（4.3 月 → 4.4 月）

#### （2）平成 30 年度から実施

- ①給料の切替えに伴う経過措置（いわゆる現給保障）の廃止
- ②特定減額職員に対する給料等の 0.4% 減額支給措置の廃止
- ③平成 27 年 4 月 1 日昇給時に 1 号給昇給抑制された職員のうち、平成 30 年 4 月 1 日における 37 歳に満たない職員に対する昇給回復

### 2 笠間市の対応

国及び県に準じ、上記内容で給与改定を実施します。

#### （1）平成 29 年度から実施

国及び県に準じて実施

※人件費全体で約 3,000 万円の増となります。一般職員は一人当たり平均 4 万 2 千円、特別職は平均 3 万 8 千円、議員は平均 2 万 3 千円の引き上げとなります。

#### （2）平成 30 年度から実施

国及び県に準じて実施

※人件費全体で約 330 万円の増となります。